

津市公告第183号

津市学校給食会計管理システム構築等業務について、別紙のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和7年12月24日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

(1) 件名

津市学校給食会計管理システム構築等業務

(2) 履行期間

ア 津市学校給食会計管理システム構築業務

契約締結日から令和8年8月31日まで

イ 津市学校給食会計管理システムの利用

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで（長期継続契約）

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

(単位：千円)

年度	津市学校給食会計 管理システム構築 業務	津市学校給食会計 管理システムの利 用	年度額計
令和8年度	19, 353	4, 218	23, 571
令和9年度	—	7, 230	7, 230
令和10年度	—	7, 230	7, 230
令和11年度	—	7, 230	7, 230
令和12年度	—	7, 230	7, 230
令和13年度	—	3, 012	3, 012
合計	19, 353	36, 150	55, 503

2 参加資格

本事業の企画提案（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されてい

ないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（本社で参加する場合は本社所在地の証明書を、委任先となる営業所等で参加する場合は、当該営業所等所在地の証明書及び本社所在地の証明書を提出するものとする。）

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

（6）手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和7年12月24日（水）から
実施要領等の配布	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後3時まで
参加表明書提出期限	令和8年1月16日（金）午後3時まで
質問書の受付	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後3時まで
質問書の回答期限	令和8年1月20日（火）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時15分まで
審査（企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年2月6日（金） 午後3時から午後5時まで
審査結果通知	令和8年2月9日（月）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市学校給食会計管理システム構築等業務プロポーザル方式審査委員会において、提案書に基づく提案説明を受け、提案内容等を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徵取

し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市学校給食会計管理システム構築等業務プロポーザル実施要領」による。

【問合せ先】

津市教育委員会事務局

教育総務部教育総務課給食担当

電話 059-229-3246

FAX 059-229-3332